

千葉県告示第596号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第78条の5第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止の届出がありましたので、同法第78条、第78条の11、第85条及び第115条の10の規定により告示します。

令和2年7月27日

千葉市長 熊谷俊人

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人 晴山会	晴山苑訪問入浴 サービス	千葉県千葉市花見 川区花島町149-1	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴 介護	令和2年 6月30日
株式会社ひま わり	ケアプランセン ターひまわりと そら	千葉県千葉市若葉 区桜木北1-3-18	居宅介護支援	令和2年 6月30日
株式会社ドッ トライン	夢のまちケア桜 木居宅介護支援 事業所	千葉県千葉市若葉 区桜木7-19-3 内山 ビル202	居宅介護支援	令和2年 6月30日
三上物産株式 会社	三上整骨院リハ ビリデイサービ ス日なたぼっこ	千葉県習志野市東 習志野5-23-16	地域密着型通所介 護	平成28年 5月1日
社会福祉法人 愛寿会	居宅介護支援事 業所桐花園	千葉県千葉市花見 川区幕張町3-2362- 2	居宅介護支援	令和2年 6月30日
株式会社RE BIRTH	デイサービス結	千葉県市原市山木 1165-1	地域密着型通所介 護	令和1年 5月31日